

継続企業の前提について

継続企業の前提とは、企業が将来にわたって事業活動を継続するという前提のことを言います。普段の経理業務では、全く意識することはないのかもしれませんが、企業会計の基礎的な要素です。

通常の経理業務は、この継続企業の前提が成立しているという想定でなされています。本稿では、継続企業の前提について、ご紹介させて頂こうと思います。

ここで、継続企業が成立していないという場合の固定資産の貸借対照表価額を簡単に考えてみましょう。例えば、ある会社がもう 1 年後にはなくなるという仮定をおきます。

通常の経理では、機械等の固定資産は取得価額で評価され、事業を何年も継続していく中で収益獲得に貢献するので、耐用年数という仮定の年数を置き、その中で減価償却費として費用計上していきます。

この点、ある会社がもう 1 年後になくなるという状況の場合は、仮に 10 年の耐用年数を設定し減価償却をしたとしても、その貸借対照表価額にあまり意味はないように考えられます。すなわち、清算手続等の中で今いくらの売却価値があるかという清算価値を貸借対照表価額とする方が、その会社の実態を表すと考えられます。

このように、継続企業の前提が成立しない場合は、会計の考え方が変わってしまうのです。

では、次に、有価証券報告書等における開示の観点で考えてみましょう。

もし、期末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、それを解消する対応をしてもなお継続企業の前提に関して、重要な不確実性がある場合は、財務諸表に注記することが必要となります。

ここで、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような「事象」または「状況」とは、売上高の著しい減少や、営業債務の返済の困難性等、監査基準委員会報告書等にその具体例が列挙されています。

また、継続企業の前提に係る注記を開示するまでには至らない場合であっても、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合は、有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、リスク情報として記載することが求められています。

以上